

サルモネラ属菌および黄色ブドウ球菌の試験法の改正に伴う
使用培地の一部変更について

「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について（平成 27 年 7 月 29 日 食安発 0729 第 4 号）」によりサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法が改正されました。

主な改正点は、次のとおりです。

1) サルモネラ属菌

従来、食品によって異なっていた試験法が一つの試験法に統一され、硫化水素産生菌に加えて硫化水素非産生菌も試験の対象となりました。

①□前増菌培地：BPW（緩衝ペプトン水－IS06579 に準拠した組成）

②□選択増菌培地：RV（ラパポート・バシリアディス）液体培地

または TT（テトラチオネート）液体培地

③□選択分離培地：硫化水素産生によって判定できる培地及び

硫化水素産生にかかわらず判定できる培地

2) 黄色ブドウ球菌

従来の定義と異なり、コアグラゼ陽性菌が試験の対象となりました。

①□希釈液：BPW（緩衝ペプトン水－IS06579 に準拠した組成）

②□選択分離培地：ベアード・パーカー培地

（従来の卵黄加マンニット食塩培地でも可）

これに伴い当社では、サルモネラ属菌については特に変更はありませんが、黄色ブドウ球菌については、選択分離培地を卵黄加マンニット食塩培地からベアード・パーカー培地に変更しました。

不明な点等があれば、当社に確認して下さい。